

国保  
こくほ

# 社会保険の被扶養者は 保険税がかかりません！



社会保険の被保険者の被扶養者に認定されると、保険料を払うことなく保険給付を受けることができます(社会保険の被扶養者になった時は、国保の窓口へお届けください)。

## ●被扶養者の認定基準

被扶養者に認定されるのは、被保険者の収入により生計を維持している人で、次に該当する人です。

### ①被保険者と別居でもよい人(右図 ■ で表示)

- ①直系尊属(父母、祖父母など)
- ②配偶者(内縁関係も認められますが、他に法律上の配偶者がいる場合は認められません)
- ③子・孫および弟妹

### ②被保険者と同居していることが条件の人(右図の □ で表示)

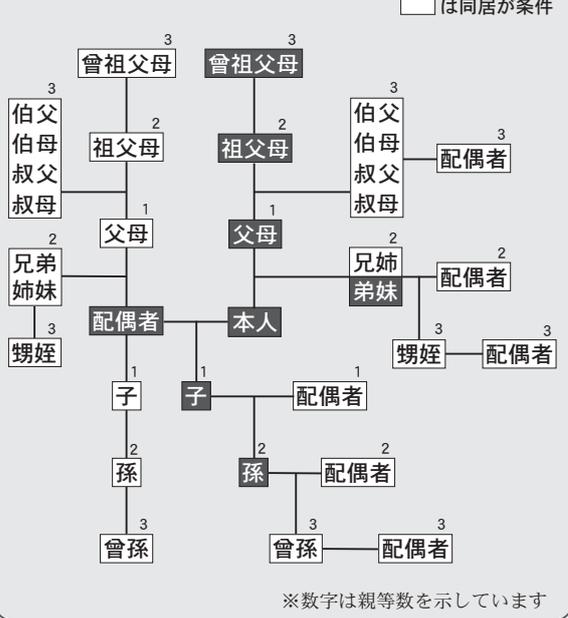
- ①被保険者の3親等以内の親族(上記1に該当する人を除く)
  - ②被保険者の内縁関係になる配偶者の父母および子
  - ③②の配偶者が亡くなった後における父母および子
- ※後期高齢者医療制度の被保険者などである人は除きます。

※認定対象者に収入がある場合、年間収入の基準額は、130万円未満(60歳以上または障害厚生年金が受給できる人は180万円未満)であって、かつ、被保険者の年間収入の2分の1未満です。

※恒常的な収入がなくなった時点で扶養に入ることができますが、失業給付(雇用保険)を受けている間は、扶養に入ることができません。

具体的な被扶養者の認定については、勤め先である事業所にご相談ください。

### 【3親等内の親族図】



国民年金  
ねんきん

# 国民年金保険料は 追納できます！



免除や若年者納付猶予および学生納付特例の承認を受けた期間は**10年以内**であれば、さかのぼって保険料を全部または一部納付すること(追納)ができます。

国民年金保険料の免除や若年者納付猶予および学生納付特例の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、受け取る年金額が少なくなります。年金額を満額に近づけるために、生活に余裕ができたときは納めるようにしましょう。

ただし、保険料を追納する場合、免除や納付猶予などの承認を受けた翌年度から起算して3年目

以降は、当時の保険料に加算金が増加されます。

追納するには、国民年金保険料追納申込書の提出が必要です(申込書は熊本東年金事務所または役場保険課にあります)。

追納額などの詳しい内容については、熊本東年金事務所、または役場保険課国保年金係までお問い合わせください。